

〔沿革〕 昭和37年11月9日告示第891号、38年10月8日第962号、39年3月31日第261号、8月14日第813号、40年3月31日第359号、10月15日第1091号、41年4月1日第305号、42年4月18日第445号、44年8月26日第1104号、11月28日第1559号、45年8月14日第1203号、10月2日第1479号、46年9月13日第1261号、47年12月26日第1781号、48年5月29日第721号、51年3月16日第368号、53年1月26日第101号、54年12月28日第1840号、57年1月16日第62号、59年6月22日第535号、60年11月1日第1074号、61年3月31日第321号、62年10月30日第894号、63年1月16日第41号、平成元年3月31日第334号の2、2年11月30日第1036号、4年3月13日第251号、5年1月8日第7号、6年3月31日第328号、7年1月10日第1号、8月8日第705号、8年12月17日第1150号、9年10月14日第994号、12月26日第1270号、10年9月18日第829号、12年8月11日付け農建第595号、12年12月12日農建第485号、13年3月22日農建第708号、13年10月23日農建第392号、16年10月8日農建第365号、18年4月14日農建第34号改正、20年4月15日農建第41号、20年6月20日農建第141号改正、21年3月9日農建第501号改正、21年4月7日農建第17号改正、22年4月20日農建第42号改正、27年4月1日農建第528号改正、28年7月1日農建第163号改正、令和元年6月26日農建第68号改正、令和2年10月16日農建第402号改正、令和3年6月24日農建第184号改正、令和3年12月24日農建第505号改正

土地改良事業補助金交付要綱を次のように定め、昭和34年度分の補助金から適用する。

なお、岩手県土地改良事業補助金交付要綱（昭和32年岩手県告示第798号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

土地改良事業補助金交付要綱

（目的）

第1 農業生産基盤の整備を図るため、土地改良区、農業協同組合、市町村若しくは知事が適当と認めるもの（以下「土地改良区等」という。）又は岩手県土地改良事業団体連合会が土地改良事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

（補助金の交付の対象及び補助額）

第2 第1に規定する事業の区分、種目及び経費並びにこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。

（補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更）

第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 工事費から事務費への経費の額の流用
- (2) 工事雑費以外の経費から工事雑費への経費の額の流用
- (3) 別表第1土地改良総合整備事業の調査設計事業の項（以下「調査設計事業の項」という。）経費の欄に掲げる2の経費の20パーセントを超える増減

- (4) 調査設計事業の経費の欄に掲げる3(1)から(4)までの各費目の額の20パーセントを超える増減
- (5) 工種別の事業量の30パーセントを超える増減
- (6) 工種の新設、変更又は廃止
- (7) 調査設計事業の項経費の欄に掲げる2の事業における事業実施集落の変更
- (8) 調査設計事業の項経費の欄に掲げる3の事業における事業項目の変更又は廃止
(申請の取下期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から15日以内とする。

(事業の進捗の状況に係る報告)

第5 補助事業者は、補助金の交付のあった年度の各四半期(第4四半期を除く)の末日における補助事業遂行の状況を当該四半期の翌月10日までに、土地改良事業遂行状況報告書(様式第7号)により広域振興局長(補助事業者が岩手県土地改良事業団体連合会の場合にあつては、岩手県知事。以下「知事等」という。)に報告しなければならない。

(立入検査等)

第5の2 知事等は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者(市町村等を除く。)に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、知事等が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事等が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(前金払)

第6 補助金の前金払を請求しようとするときは、土地改良事業補助金前金払請求書(様式第8号)を知事等に提出しなければならない。

(着手届及び完了届)

第7 補助事業者は、土地改良事業に着手したとき、及び土地改良事業が完了したときは、速やかに、土地改良事業着手(完了)届(様式第9号)を知事等に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第8 規則により定める書類及び提出期日は、別表第2のとおりとする。

前 文(抄) (昭和39年 3月31日告示第261号)

昭和38年度分の補助金から適用する。

前 文(抄) (昭和39年 8月14日告示第813号)

昭和39年度分の補助金から適用する。

附 則 （昭和40年3月31日告示第359号）

この告示は、昭和40年 4月 1日から施行する。

前 文（抄） （昭和40年10月15日告示第1091号）

昭和40年分の補助金から適用する。

附 則 （昭和41年 4月 1日告示第305号）

この告示は、昭和41年 4月 1日から施行する。（後略）

前 文（抄） （昭和42年 4月18日告示第445号）

昭和42年 4月 1日から適用する。

前 文（抄） （昭和44年 8月26日告示第1104号）

昭和44年度分の補助金から適用する。

前 文（抄） （昭和44年11月28日告示第1559号）

昭和44年度分の補助金から適用する。ただし、昭和43年度以前に採択された事業に係る補助金については、なお従前の例による。

前 文（抄） （昭和45年 8月14日告示第1203号）

昭和45年度分の補助金から適用する。ただし、昭和44年度以前に着手した事業に係る補助金については、なお従前の例による。

前 文（抄） （昭和45年10月 2日告示第1479号）

昭和45年度分の補助金から適用する。ただし、昭和44年度の新規着工に係るかんがい排水事業、畑地かんがい事業又はほ場整備事業に係る補助金については、なお従前の例による。

前 文（抄） （昭和46年 9月13日告示第1261号）

昭和46年度分の補助金から適用する。

前 文（抄） （昭和47年12月26日告示第1781号）

昭和47年度分の補助金から適用する。

前 文（抄） （昭和48年 5月29日告示第721号）

昭和48年度分の補助金から適用する。

前 文（抄） （昭和51年 3月16日告示第368号）

昭和50年度分の補助金から適用する。

前 文（抄） （昭和54年12月28日告示第1840号）

昭和54年度分の補助金から適用する。

前 文（抄） （昭和60年11月 1日告示第1074号）

昭和60年度分の補助金から適用する。

附 則 （昭和61年 3月31日告示第321号）

この告示は、昭和61年 4月 1から施行する。

前 文（抄） （昭和62年10月30日告示第894号）

昭和62年度分の補助金から適用する。

前 文（抄） （平成元年 3月31日告示第334号の2）

昭和63年度分の補助金から適用する。

前 文 (抄) (平成 2年11月30日告示第1036号)
平成 2年度分の補助金から適用する。

前 文 (抄) (平成 4年 3月13日告示第251号)
平成 3年度分の補助金から適用する。

前 文 (抄) (平成 5年 1月 8日告示第7号)
平成 4年度分の補助金から適用する。

前 文 (抄) (平成 6年 3月31日告示第328号)
平成 5年度分の補助金から適用する。

前 文 (抄) (平成 7年 8月 8日告示第705号)
平成 7年度分の補助金から適用する。

前 文 (抄) (平成 8年12月17日告示第1150号)
平成 8年度分の補助金から適用する。

前 文 (抄) (平成 9年10月14日告示第994号)
平成 9年度分の補助金から適用する。

前 文 (抄) (平成 9年12月26日告示第1270号)
平成 9年度分の補助金から適用する。

前 文 (抄) (平成10年 9月18日告示第829号)
平成10年度分の補助金から適用する。

附 則
平成13年10月23日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則
平成16年10月8日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則
平成18年4月14日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則
平成20年4月15日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則
平成20年6月20日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則
平成21年3月9日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則
平成21年 4月 7日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則
平成22年4月20日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則
平成28年 7月 1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

令和元年6月26日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

令和2年10月16日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

令和3年6月24日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

令和3年12月24日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別表第1 (第2関係)

事業区分	事業種目	経費	補助額
基幹水利 施設技術 管理強化 特別指導 事業		岩手県土地改良事業団体連合会が土地改良区体制強化事業実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知)第6の2の(2)に掲げる事業を行う場合に要する経費	当該経費の80パーセントに相当する額以内の額
国営造成 施設管理 体制整備 促進事業		1 国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱(昭和60年4月26日付け60構改D第302号農林水産事務次官依命通知)第3の1に規定する事業実施主体が、同要綱第2の1に掲げる事業を行う場合に要する経費 2 同要綱第3の2に規定する事業実施主体のうち市町村又は土地改良区等が、同要綱第2の2に掲げる事業を行う場合に要する経費	当該経費の80パーセントに相当する額以内の額 当該経費の75パーセントに相当する額以内の額
基幹水利 施設更新 支援対策 事業		水利施設等保全高度化事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知)別紙3第3に規定する事業実施主体のうち土地改良区等が、同要領別紙3第2の2に掲げる事業を行う場合に要する経費	当該経費の50パーセントに相当する額以内の額 同要領別紙3第2の2(4)のうち地域用水機能の増進に必要な施設等の改修整備にあつては、当該経費の60パーセントに相当する額以内の額

<p>基幹水利施設管理事業</p>		<p>基幹水利施設管理事業実施要綱(平成8年7月31日8構改A第595号農林水産事務次官依命通知)第4に規定する事業実施主体のうち市町村が、同要綱第2の1に掲げる事業を行う場合に要する経費</p>	<p>当該経費の60パーセントに相当する額以内の額 <u>ただし、当該年度までに治水協定を締結済み又は締結される見込みのダムについては当該経費の3分の19に相当する額以内の額</u></p>
<p>土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業</p>	<p>PCB廃棄物効率処理対策事業</p>	<p>土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2326号農林水産事務次官依命通知)第3に規定する事業実施主体のうち土地改良区等が、同要綱第2の1に掲げる収集運搬を行う場合に要する経費</p>	<p>当該経費の50パーセントに相当する額以内の額</p>
<p>農村整備事業</p>	<p>農道・集落道整備事業</p>	<p>農村整備事業実施要綱(令和3年4月1日付け2農振第2736号農林水産事務次官依命通知)第4に規定する事業実施主体のうち市町村及び土地改良区等が、同要綱第2の2に掲げる事業を行う場合に要する経費</p>	<p>当該経費の50パーセント(ただし、集落道の整備であって、振興山村(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。)、過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合</p>

			<p>を含む。)に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下同じ。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定</p>
--	--	--	--

			<p>する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下同じ。）を含む。）をいう。以下同じ。）、特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。）、急傾斜畑地帯（受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地域をく。）をいう。以下同じ。）又は指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年法律第42</p>
--	--	--	---

			<p>号) 第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。) において行うものにあつては55パーセント) に相当する額以内の額</p> <p>ただし、備考1及び備考2による。</p> <p>農村整備事業実施要領(令和3年4月1日2農振第2737号農林水産省農村振興局長通知)別紙2第2の2の3に規定する調査計画策定にあつては、当該経費の50パーセントに相当する額以内の額</p>
計画策定事業	農村整備事業実施要綱第4に規定する事業実施主体のうち市町村及び土地改良区等が、同要綱第2の6に掲げる事業を行う場合に要する経費	定額	

水利施設 管理強化 事業		水利施設管理強化事業実施要綱(令和3年3月29日 付け2振第3534号農林水産事務次官依命通知)第3 に規定する事業実施主体のうち市町村が、同要綱 第2の1に掲げる事業を行う場合に要する経費	当該経費の75パ ーセントに相当 する額以内の額
--------------------	--	--	--------------------------------

(備考1)

特定市町村の区域のうち振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域並びに特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から令和8年度までの間の交付額を、事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和3年度にあっては55パーセント、令和4年度にあっては55パーセント、令和5年度にあっては54パーセント、令和6年度にあっては53パーセント、令和7年度にあっては52パーセント、令和8年度にあっては51パーセントに相当する額以内の額とする。

(備考2)

特別特定市町村の区域のうち振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から令和9年度までの間の交付額を、事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和3年度にあっては55パーセント、令和4年度にあっては55パーセント、令和5年度にあっては55パーセント、令和6年度にあっては54パーセント、令和7年度にあっては53パーセント、令和8年度にあっては52パーセント、令和9年度にあっては51パーセントに相当する額以内の額とする。

別表第2（第8関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	土地改良事業補助金交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書	第1号 第2号 第3号	2部	別に定める。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	土地改良事業変更（中止、廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 収支予算書	第4号 第2号 第3号	2部	別に定める。
規則第13条第1項の規定による書類	土地改良事業補助金請求（精算）書 1 事業計画書 2 収支精算書 3 事業実績調書	第5号 第2号 第3号 第6号	2部	別に定める。